

最新判決情報

2011 年

[8 月分]

○ダイヤモンド研ぎ器形態模倣事件

大地判 H23.8.25 H22(ワ)2723 不競法損害賠償請求事件(山田陽三裁判長)

「ダイヤモンド研ぎ器」としてテレビ通販などで紹介されている包丁研ぎ器の形態の模倣に関する事案である。原告商品は、写真左側の商品であり、被告商品は写真右側である。

原告商品は、中国において委託製造され、平成 18 年 7 月 21 日から国内販売が開始された。

原告商品に先行する商品として(株)小林工具製作所の「ダイヤモンドシャープナー」があるが、柄の部分はまっすぐであり、また刃の部分は柄から若干折れ曲がっている。

これに対して原告商品は、写真に見られるように、柄の部分は波形となり握りやすくなって居り、柄と刃部とはまっすぐに繋がっている。

この原告商品の形態は、原告が形態を考案し開発し、製造販売したものであると判決では認定されている。

原告商品は、中国における A 社によって委託製造されたが、不良品が多かったため一旦製造が中止された。その後、再度 A 社に製造が委託され、現在に至っている。

ところが被告は、平成 20 年 4 月ころ、原告商品の金型を有する中国の A 社より、原告商品と実質的に同一の被告商品を輸入購入し、日本国内で販売するようになった。

従って、被告商品の形態は原告商品と同一であり、原告商品の形態を模倣したことになる。その結果、被告に対して、3 千万円の損害の賠償が命じられた。

もっとも、中国の A 社には、たとえ金型自体を保有していたとしても、当該金型は原告商品を製造するためのものであって、これを使用して製造した商品を原告以外に販売する権限は本来なかったのであるから、中国企業の知財意識の低さに問題の一端があったようである。

従って、中国企業との製造委託契約書には、金型の使用や委託商品の部外者への販売等につき、明文で規定し、規制しておくことが必要であろう。

